

「商品の概要」添付資料

通貨選択型一時払変額年金保険（年金原資保証型）「フリーゲル」
特別勘定に関するお知らせ

通貨選択型一時払変額年金保険（年金原資保証型）「フリーゲル」の特別勘定に関しまして、下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

本資料におきましても、下記のとおりお読み替えください。

記

◆2018年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C005H）」および「グローバルバランス型（C006H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

および「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（AUD）」

(3) 変更内容（P6～P7参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティ米国債インデックス (3-5年)	FTSE 米国債インデックス (3-5年)
シティオーストラリア国債インデックス (3-5年)	FTSE オーストラリア国債インデックス (3-5年)

(4) 変更日

2018年5月19日

◆2015年3月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C005H）」および「グローバルバランス型（C006H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

および「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（AUD）」

(3) 変更内容（P6～P7参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティグループ米国債インデックス (3-5年)	シティ米国債インデックス (3-5年)

シティグループオーストラリア国債インデックス (3-5年)	シティオーストラリア国債インデックス (3-5年)
----------------------------------	------------------------------

(4) 変更日

2015年3月31日

◆2014年12月 運用会社の名称の再変更について

(1) 対象となる特別勘定

特別勘定の名称	通貨
グローバルバランス型 (C005H)	米ドル
グローバルバランス型 (C006H)	豪ドル

(2) 変更内容

●再変更時期 (2014年12月)

	変更前	変更後
運用会社 の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ GmbH

●変更時期 (2012年10月)

	変更前	変更後
運用会社 の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH

(3) 特別勘定への影響

特別勘定への影響はありません。

◆2012年9月 特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託の変更について

(1) 対象となる特別勘定

特別勘定の名称	通貨
グローバルバランス型 (C005H)	米ドル

(2) 変更内容

	変更前	変更後
特別勘定が 主な投資対象とする外国 投資信託	アリアンツ・ライフ・リスク・ コントロール・ファンド (USD2)	アリアンツ・ライフ・リスク・ コントロール・ファンド (USD)

※ 目標ボラティリティにつきましては、特別勘定内で外国投資信託への投資割合を調整することにより、特別勘定における目標ボラティリティは変更前の水準が維持され、これにより収益期待資産およびリスク回避資産への配分比率の計算方法も従来どおりとなります。

※ ボラティリティとは、株式や債券などの値動きにもとづいて算出した、価格変動の大きさを示す指標です。

(3) 特別勘定への影響

特別勘定の資産運用関連費用につきましては、変更後は最大で年率**0.36%**となります。

(4) 変更日

2012年9月21日

以上

ご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから、必要な保険知識などについて、また「特別勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象などについて記載しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- 死亡給付金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- ご契約の解約および一部解約について
- この商品にかかる諸費用について
- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について
- 保障の責任開始期について

■ 生命保険契約者保護機構について

- アリアンツ生命の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。
- アリアンツ生命は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)に加入しています。保護機構は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引継ぐことなどにより、保険契約者などの保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約(再保険を除く)のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%まで補償されます。また、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金などの10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金などの90%と移転などの費用の合計を上回る場合には、削減幅が責任準備金などの10%未満となる場合があります(2010年12月現在)。詳細については、保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構

電話 03-3286-2820 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■ 生命保険募集人について

アリアンツ生命または募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアリアンツ生命との保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。

変額個人年金保険は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、(社)生命保険協会に登録された者のみが募集を行うことができます。ご契約に際しては必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。お客さまが生命保険募集人の登録状況・権限および変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター 0120-974-863
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

■ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- この商品は、アリアンツ生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご契約いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難になる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。
- くわしくは、変額保険の販売資格を持つ株式会社みずほ銀行の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

■ アリアンツ生命保険の取組み

アリアンツ生命保険は
(財)東京都公園協会の都立公園
AED設置事業をサポートしています
設置場所などの詳細はホームページで
<http://life.allianz.co.jp/aed>

〈募集代理店〉

株式会社みずほ銀行

お問合せは窓口またはフリーダイヤルへ

☎ 0120-855-519

受付時間:月～金/9:00～17:00

12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く

〈引受保険会社〉

アリアンツ生命保険株式会社

〒107-0051

東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

カスタマーサービスセンター

☎ 0120-974-863

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

<http://life.allianz.co.jp>

アリアンツ生命の変額個人年金保険

flügel
フリューゲル

通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)

Allianz
アリアンツ生命保険

【本資料は商品パンフレットです】

ご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

募集代理店

MIZUHO

Channel to Discovery

みずほ銀行

引受保険会社

アリアンツ生命保険株式会社

この商品は、生命保険商品です。

この商品の引受保険会社はアリアンツ生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はアリアンツ生命保険株式会社の募集代理店です。

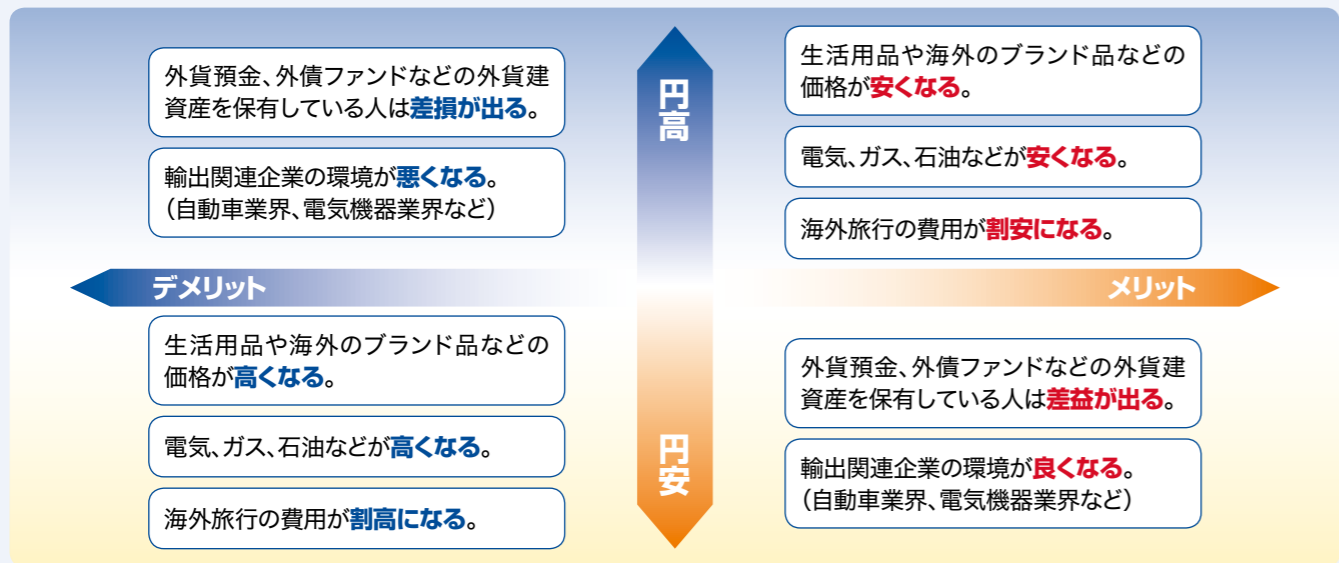
そのときまで、外貨でふやす。



資産運用において、通貨の分散はリターンを安定させるための代表的な手法のひとつです。

- | | | | |
|--------------|-------------------------------|--------------|---------------------------------------|
| 通貨の分散 | ●円
●ユーロ
●米ドル
●豪ドル など | 国の分散 | ●日本
●オーストラリア
●アメリカ
●イギリス など |
| 資産の分散 | ●現預金
●株式
●債券
●不動産 など | 時間の分散 | ●投資期間(短期・中期・長期)
●投資時期(ドルコスト平均法) など |

お客さまから見た一般的な「円高」「円安」のメリット・デメリット



外貨建ての資産の運用にあたって、各国の為替レートの推移を見てみましょう。

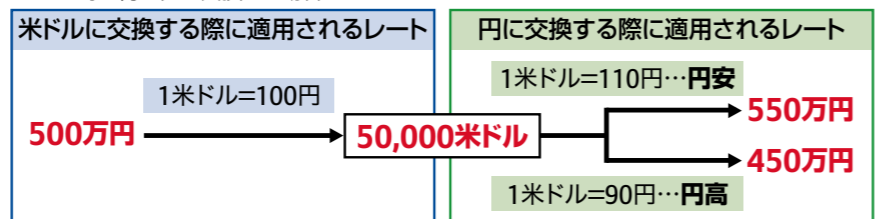
米ドル、豪ドルの為替レートの推移 データ期間:1990年1月末～2010年9月末



為替差益、為替差損について

外貨建て資産の運用は、為替レートの変動により、外貨建て資産の円換算額が変動するリスク(為替変動リスク)があります。円を外貨に交換する際の為替レートに比べて、円安になった場合は為替差益が生じ、円高になった場合は為替差損が生じます。

【例】500万円を「1米ドル=100円」の時に米ドルに交換し、「1米ドル=110円」、「1米ドル=90円」の時に再び円に交換した場合



フリーゲルの3つのポイント

point 1 通貨は米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。

- この商品には為替リスクがあります。詳しくは下記「為替リスクについて」をご覧ください。
- ご契約後に通貨を変更することはできません。

point 2 据置期間は最短3年からお選びいただけます。

- ご契約日の基準金利によっては、お選びいただけない据置期間があります。 ※基準金利とは、年金原資保証率を決定する際に基準となる金利のことです。

point 3 据置期間満了時には運用成果に契約初期費用と同額を上乗せします。また、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)以上が最低保証されます。

- 死亡給付金には基本保険金額の最低保証がありますが、契約初期費用と同額の上乗せはありません。
- 据置期間中の解約返戻金には契約初期費用と同額の上乗せや、年金原資保証額の最低保証はありません。
- この商品は外貨建てのため、円による最低保証はありません。
- この商品には為替リスクがあります。詳しくは下記「為替リスクについて」をご覧ください。

投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国株式および外国債券などを主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。したがって、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

為替リスクについて

- この商品は外貨建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

諸費用について (詳しくは12ページをご覧ください)

- この商品にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「外貨のお取扱いにかかる費用」がかかります。

特徴としくみ

point 1 通貨は米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。

●一時払保険料のお支払い、年金などのお支払いにあたっての通貨を、米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。

- この商品には為替リスクがあります。詳しくは2ページをご覧ください。
- ご契約後に通貨を変更することはできません。

point 2 据置期間は最短3年からお選びいただけます。

●据置期間は3年・5年・10年からお選びいただけます。

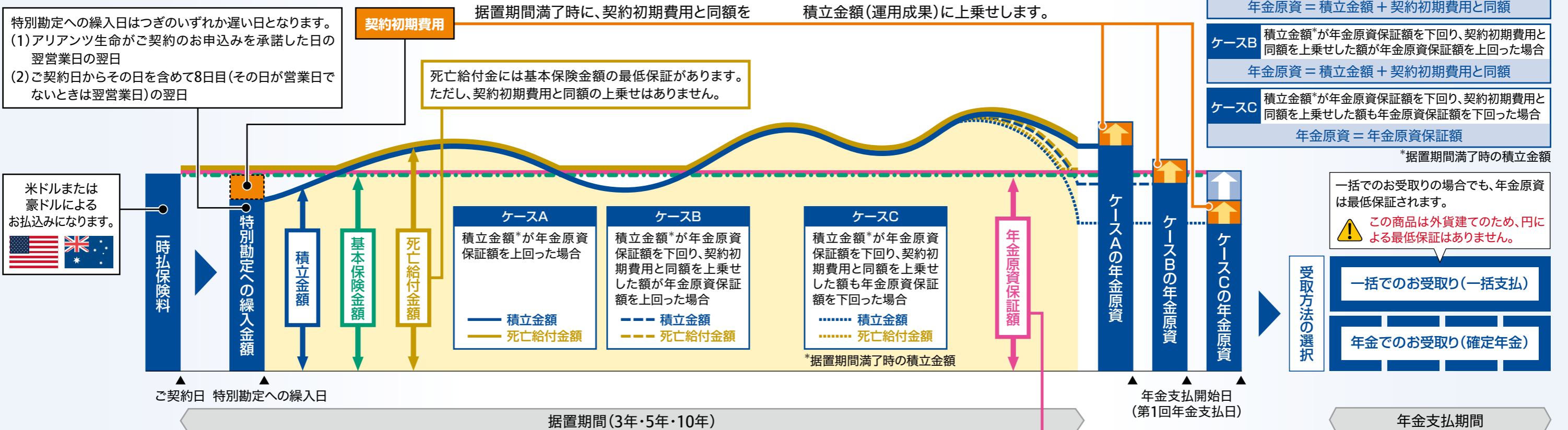
- ご契約日の基準金利によっては、お選びいただけない据置期間があります。
※基準金利とは、年金原資保証率を決定する際に基準となる金利のことです。

point 3 据置期間満了時には運用成果に契約初期費用と同額を上乗せします。また、年金原資は基本保険金額(一時払保険料)以上が最低保証されます。

- 据置期間満了時の積立金額(運用成果)に、契約初期費用と同額を上乗せします。
- また、年金原資は、据置期間および契約日における基準金利に応じて、基本保険金額(一時払保険料)以上が最低保証されます。(年金原資保証額)
- 死亡給付金額は、運用実績にかかわらず基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。
- 円建年金移行特約を付加した場合は、据置期間満了後、年金原資・積立金額の円換算額が円建ての目標額以上になったときは、自動的に円建ての年金に移行します。(詳しくは9ページをご覧ください)

- 死亡給付金には基本保険金額の最低保証がありますが、契約初期費用と同額の上乗せはありません。
- 据置期間中の解約返戻金には契約初期費用と同額の上乗せや、年金原資保証額の最低保証はありません。
- この商品は外貨建てのため、円による最低保証はありません。
- この商品には為替リスクがあります。詳しくは2ページをご覧ください。

〈イメージ図〉 ※年金原資保証率が100%の場合



※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のもので、また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資などを保証するものではありません。

諸費用について

(詳しくは12ページをご覧ください)

●この商品にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「外貨のお取扱いにかかる費用」がかかる場合があります。

特別勘定への繰入時
契約初期費用 ※消費税対象外 一時払保険料に対して 2.0%(据置期間3年の場合) 3.0%(据置期間5年の場合) 5.0%(据置期間10年の場合)

据置期間中	
保険契約関連費用 ※消費税対象外 特別勘定の資産総額に対して 年率2.9%	資産運用関連費用 ※消費税対象外 特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して 年率0.36%

据置期間中に解約・一部解約をされる場合
解約控除 ※消費税対象外 据置期間および契約日からの経過年数に応じ、解約控除対象額に対して 4.0%~0.4%

年金支払期間中
年金管理費 ※消費税対象外 支払年金額に対して 1.0%

年金原資保証額について

- 年金原資保証額は、基本保険金額に据置期間および契約日における基準金利に応じて決まる年金原資保証率を乗じた額で、基本保険金額(一時払保険料)の100%以上となります。
- 基準金利は、毎月1日に設定されます。お申込日から契約日までの間に基準金利が変更になった場合、年金原資保証率はお申込日時点と異なることがあります。
- お客さまのご契約の年金原資保証率は、ご契約後に変更されることはありません。

特別勘定

通貨	米ドル	豪ドル
特別勘定名	グローバルバランス型(C005H)	グローバルバランス型(C006H)
特別勘定の運用方針	主として、実質的に外国株式および米国債券ならびに米ドル建ての短期金融資産を投資対象とする外国投資信託へ投資を行い、ボラティリティ*を一定の水準に保ちつつ、安定した運用成果の確保および中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	主として、実質的に外国株式および豪州債券ならびに豪ドル建ての短期金融資産を投資対象とする外国投資信託へ投資を行い、ボラティリティ*を一定の水準に保ちつつ、安定した運用成果の確保および中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。
主な投資対象とする外国投資信託名	アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD2)	アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(AUD)
資産運用関連費用(管理報酬など) ※消費税対象外	年率0.36%	

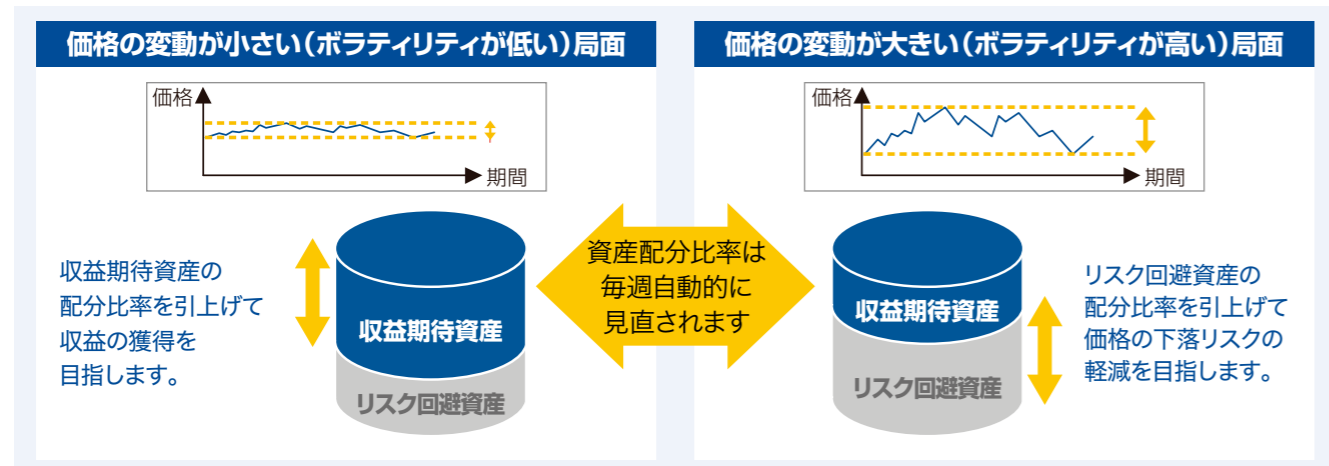
*ボラティリティとは、株式や債券などの値動きにもとづいて算出した、価格変動の大きさを示す指標です。

外国投資信託の運用会社は、アリアンツ・グローバル・インベスターズKAG mbHです。
アリアンツ・グローバル・インベスターズKAG mbHは、世界的な資産運用会社であるアリアンツ・グローバル・インベスターズAG傘下のアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ドイツ GmbHの投資信託部門を統括しており、50年以上の歴史を有しています。アリアンツ・グローバル・インベスターズAGは、その傘下にPIMCOをはじめとして多くの資産運用会社を有している、世界有数のアクティブ運用会社です。

● 資産運用関連費用として、管理報酬(運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます)およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税(年次税)を記載しています。詳しくは12ページをご覧ください。

特別勘定のしくみ

- この商品の特別勘定は、株式・債券を組入れた「収益期待資産」と、短期金融資産を組入れた「リスク回避資産」で構成され、これらの資産の配分比率は、収益期待資産のボラティリティに応じて毎週自動的に見直されます。



資産配分比率の算出方法	$\text{収益期待資産の配分比率} = \frac{\text{外国投資信託が目標とするボラティリティ(年率4\%)}{\text{収益期待資産のボラティリティ(年率)}} \times 100$ $\text{リスク回避資産の配分比率} = 100\% - \text{収益期待資産の配分比率}$ <p>※収益期待資産の配分比率は100%が上限です。</p>
-------------	--

主な投資リスク

金利リスク	金利が上昇すると、外国投資信託が保有する利付証券の価格が大きく下落することがあります。
信用リスク	外国投資信託で直接ないしは間接的に保有している証券もしくは短期金融商品の発行体の信用度が下がることがあります。この場合、これらの価格は一般的な市場変動による場合よりも大きく下落することになります。
市場リスク	外国投資信託が直接ないしは間接的に証券およびその他の資産に投資する場合には、様々な市場時として合理的ではない要因により、市場全体の価格下落が通常より大きな幅で長く続くこともあります。
流動性リスク	流動性に乏しい(容易に売却できない)資産では、売却できないリスクや大幅に割安な価格でしか売却できないリスクがあります。また、流動性に乏しい資産を購入する場合には、その価格が大幅に割高になることもあります。
カントリーリスク	外国投資信託が投資している国が経済的あるいは政治的に不安定な場合、該当する証券あるいはその他の資産の発行体に支払能力があったとしても、全額あるいは一部の金額を受取るできない場合があります。



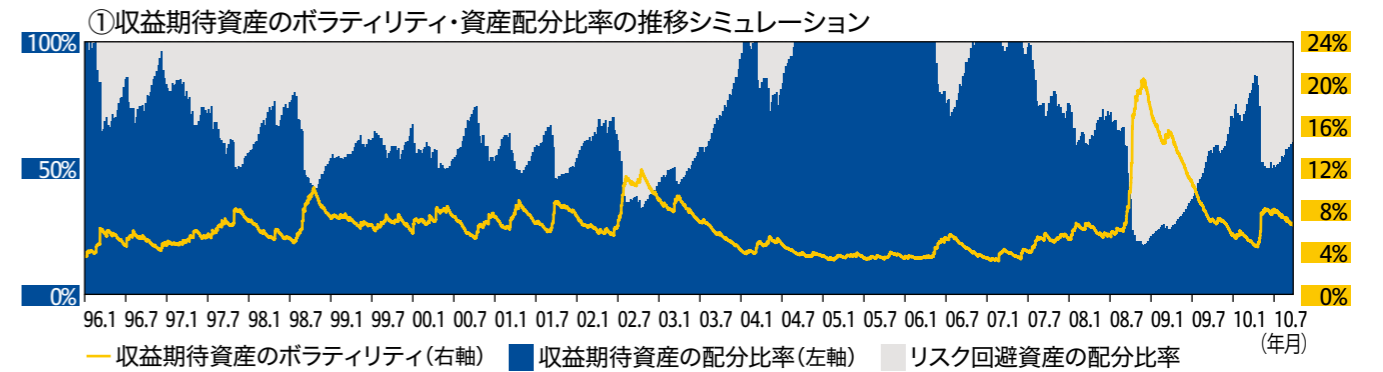
ご契約の通貨が「米ドル」の場合 [グローバルバランス型(C005H)]

特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託: アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD2)

資産種類	組入比率	ベンチマーク
米国株式	25%	S&P500種指数
欧州株式(為替ヘッジあり)	10%	ユーロ・ストック50指数(為替ヘッジ付)
英国株式(為替ヘッジあり)	5%	FTSE100指数(為替ヘッジ付)
米国債券	60%	シティグループ米国債インデックス(3-5年)
短期金融資産	—	設定されていません ※米ドル短期金利並みの収益を目指します。

シミュレーション

データ期間: 1995年12月末~2010年9月末




使用インデックス [グローバルバランス型(C005H)]
 【米国株式】S&P500種指数:スタンダード&プアーズサービシーズ【欧州株式(為替ヘッジあり)】ユーロ・ストック50指数(為替ヘッジ付)*:STOXX Ltd.【英国株式(為替ヘッジあり)】FTSE100指数(為替ヘッジ付)*:FTSEインターナショナルリミテッド【米国債券】シティグループ米国債インデックス(3-5年):シティグループ・グローバル・マーケット・インク【短期金融資産】フェデラル・ファンド・レート(FFレート)【収益期待資産】米国株式は25%、欧州株式(為替ヘッジあり)は10%、英国株式(為替ヘッジあり)は5%、米国債券は60%の比率で保有した前提で、各資産種類の収益率から算出した指数
 *為替ヘッジ付の指数は、為替ヘッジコスト相当分を考慮してアリアンツ生命が作成

● このシミュレーションは、過去において各指数(インデックス)と同じ運用成果を実現したと仮定した場合のものであり、実際の運用による結果ではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
 ● このシミュレーションでは、過去200営業日の日次リターンにより算出された収益期待資産のボラティリティにもとづき、収益期待資産およびリスク回避資産の配分比率を毎週見直したものととして算出しています。

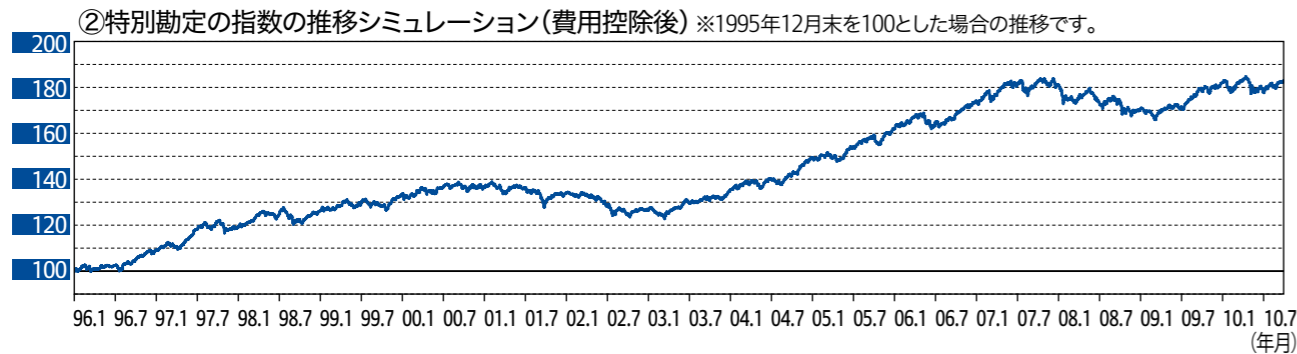
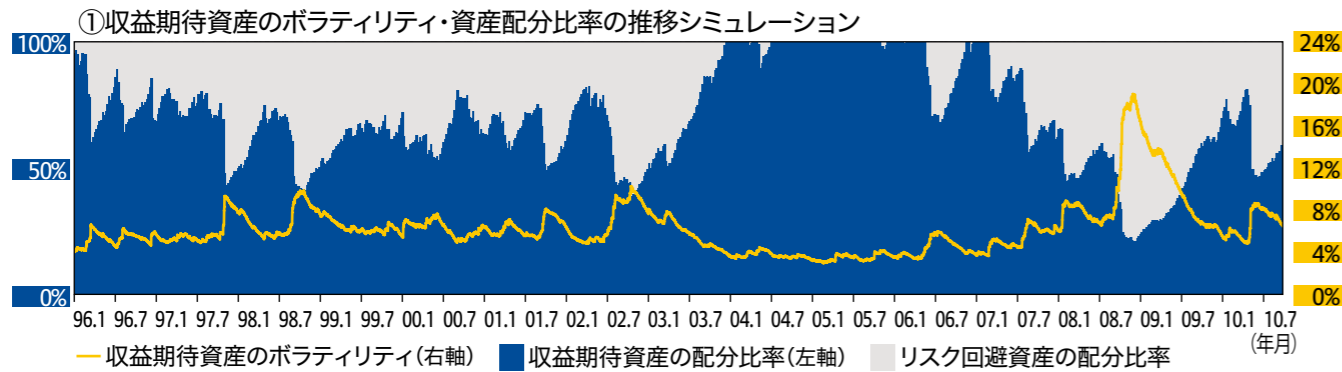
● S&P500種指数、ユーロ・ストック50指数®、FTSE100指数、シティグループ米国債インデックス(3-5年)は、それぞれスタンダード&プアーズサービシーズ、STOXX Ltd.、FTSEインターナショナルリミテッド、シティグループ・グローバル・マーケット・インクまたはそれらの許諾者の知的財産および登録商標であり、その許可のもとに使用しています。当指数を使用した本保険商品および投資信託は、各社またはそれらの許諾者によって保証、支持、販売促進されるものではなく、また、各社またはそれらの許諾者は一切の責任を負いません。

特別勘定

 **ご契約の通貨が「豪ドル」の場合** [グローバルバランス型(C006H)]
特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託: アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド (AUD)

資産種類	組入比率	ベンチマーク
豪州株式	25%	S&P/ASX200指数
米国株式(為替ヘッジあり)	15%	S&P500種指数(為替ヘッジ付)
欧州株式(為替ヘッジあり)	10%	ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)
豪州債券	50%	シティグループオーストラリア国債インデックス(3-5年)
短期金融資産	—	設定されていません ※豪ドル短期金利並みの収益を目指します。

シミュレーション データ期間: 1995年12月末～2010年9月末





使用インデックス【グローバルバランス型(C006H)】

【豪州株式】S&P/ASX200指数:スタンダード&プアーズサービシーズ【米国株式(為替ヘッジあり)】S&P500種指数(為替ヘッジ付)*:スタンダード&プアーズサービシーズ【欧州株式(為替ヘッジあり)】ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)*:STOXX Ltd.【豪州債券】シティグループオーストラリア国債インデックス(3-5年):シティグループ・グローバル・マーケット・インク【短期金融資産】豪州準備銀行のオフィシャルキャッシュレート【収益期待資産】豪州株式は25%、米国株式(為替ヘッジあり)は15%、欧州株式(為替ヘッジあり)は10%、豪州債券は50%の比率で保有した前提で、各資産種類の収益率から算出した指数
*為替ヘッジ付の指数は、為替ヘッジコスト相当分を考慮してアリアンツ生命が作成

● このシミュレーションは、過去において各指数(インデックス)と同じ運用成果を実現したと仮定した場合のものであり、実際の運用による結果ではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
● このシミュレーションでは、過去200営業日の日次リターンにより算出された収益期待資産のボラティリティにもとづき、収益期待資産およびリスク回避資産の配分比率を毎週見直したものととして算出しています。

● S&P/ASX200指数、S&P500種指数、ユーロ・ストックス50指数®、シティグループオーストラリア国債インデックス(3-5年)は、それぞれスタンダード&プアーズサービシーズ、STOXX Ltd.、シティグループ・グローバル・マーケット・インクまたはそれらの許諾者の知的財産および登録商標であり、その許可のもとに使用しています。当指数を使用した本保険商品および投資信託は、各社またはそれらの許諾者によって保証、支持、販売促進されるものではなく、また、各社またはそれらの許諾者は一切の責任を負いません。

据置期間満了時のお受取方法

年金でのお受取り(確定年金)	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた期間、年金をお受取りいただけます。 年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・35・40年の中から選びいただけます。ご契約者のお申出により、年金支払開始日以前に限り、アリアンツ生命所定の範囲内で変更することができます。 年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、残りの年金支払期間の年金現価を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。死亡一時金にかえて、年金支払期間満了時まで引続き年金をお受取りいただくこともできます。 
一括でのお受取り(一括支払)	<ul style="list-style-type: none"> 年金でのお受取りにかえて、一括でお受取りいただくこともできます。 

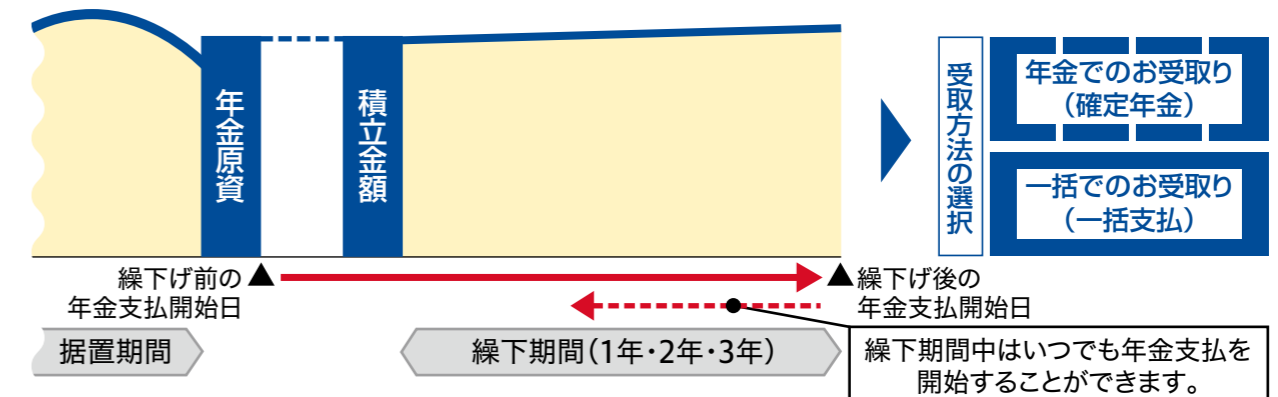
後継年金受取人

● 年金支払開始日以後、年金受取人が亡くなられた場合には、あらかじめ指定した**後継年金受取人**に引続き年金をお支払いします。年金受取人が亡くなられたときに後継年金受取人が指定されていないときは、被保険者、被保険者の配偶者、年金受取人の法定相続人の順に後継年金受取人となります。
※後継年金受取人は1名のみ指定できます。
※年金受給権の評価額は相続税の課税対象となりますが、死亡給付金の非課税枠(相続税法第12条)は適用されません。

● 年金支払期間のご選択にあたっては、年金支払期間満了時における被保険者の年齢は110歳以下であることが必要です。
● 年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金原資にもとづき、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率など)により計算されます。
● 年金額が1,000米ドル、1,000豪ドルに満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金原資をご契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
● 年金額が30万米ドル、30万豪ドルをこえる場合は、年金額はそれぞれ30万米ドル、30万豪ドルとし、これをこえる部分については年金のお支払いを行わず、そのこえる部分に対応する年金原資相当額を、第1回の年金とともに年金受取人にお支払いします。

年金支払開始日の繰下げ

● 据置期間満了時に限り、年金支払開始日を繰下げることができます。
● 繰下期間は、1年・2年・3年の中から選びいただけます。
● 年金原資と同額を繰下期間の初日の積立金額とし、繰下期間中は、特別勘定による運用は行わず、アリアンツ生命の定められた利率(積立利率)で一般勘定で運用します。
● 繰下期間中に被保険者が亡くなられたときは、亡くなられた日の積立金額を死亡給付金としてお支払いします。
● 繰下期間中はいつでも年金支払を開始することができます。



● ご契約時に年金支払開始日の繰下げの指定はできません。
● 繰下期間中、ご契約の一部解約(詳しくは10ページをご覧ください)はお取扱いしません。

円建年金移行特約

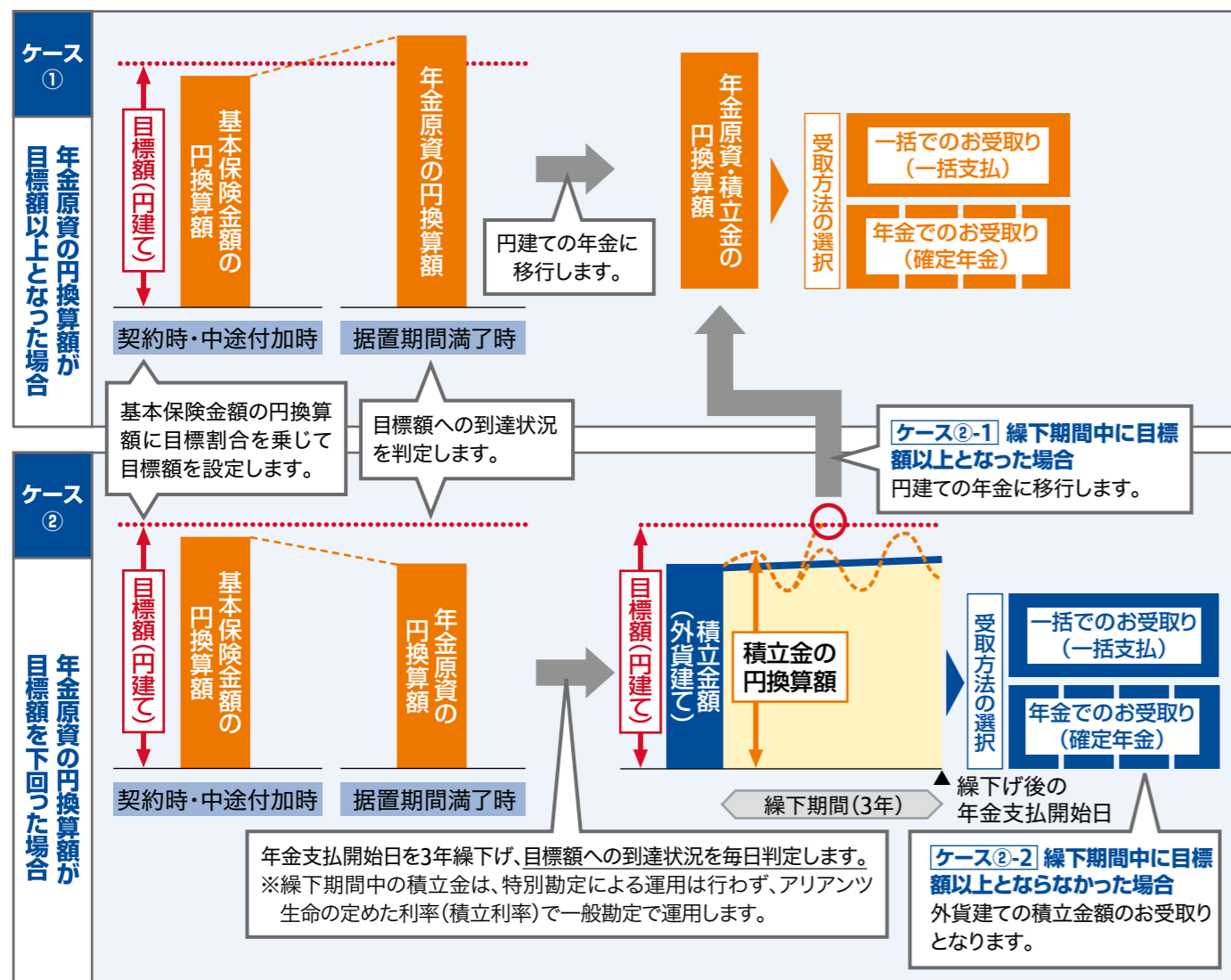
据置期間満了時の年金原資または繰下期間中の積立金額の円換算額が目標額以上となった場合、自動的に円建ての年金に移行します。目標割合は、100%から300%まで1%刻みでお選びいただけます。

- 据置期間満了時の年金原資の円換算額があらかじめ設定した目標額以上となった場合、円建ての年金に移行します。
- 据置期間満了時の年金原資の円換算額が目標額を下回った場合は、円建ての年金に移行することなく、年金支払開始日を3年繰下げ、繰下期間中の積立金の円換算額が目標額以上となったとき、円建ての年金に移行します。
- 繰下期間中の積立金額の目標額への到達状況は、アリアンツ生命が毎日判定します。
- 繰下期間中の積立金は、特別勘定による運用は行わず、アリアンツ生命の定めた利率(積立利率)で一般勘定で運用します。
- 目標額は、基本保険金額の円換算額に100%から300%の間からお選びいただいた割合(目標割合)を乗じた額となります。
- この特約を付加した場合の円への換算は、下表の円に換算する日におけるアリアンツ生命所定の為替レートを用います。

円に換算する金額	円に換算する日*2
基本保険金額	契約日
据置期間満了時の年金原資*1	年金支払開始日
繰下期間中の積立金額*1	目標額以上となった日

*1 目標額以上となった場合です。
*2 円に換算する日が、アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

円建年金移行特約のイメージ



ケース①②の例 例: 基本保険金額の円換算額1,000万円 目標割合150% 目標額1,500万円(1,000万円×150%)

- **ケース①** 据置期間満了時の年金原資の円換算額が**1,500万円以上**の場合、円建ての年金に移行します。
- **ケース②** 据置期間満了時の年金原資の円換算額が**1,500万円を下回った**場合、年金支払開始日を3年繰下げ、目標額への到達状況を毎日判定します。
- **ケース②-1** 繰下期間中の積立金の円換算額が**1,500万円以上**となったとき、円建ての年金に移行します。
- **ケース②-2** 繰下期間中の積立金の円換算額が**1,500万円以上**とならなかったとき、外貨建ての積立金額のお受取りとなります。

死亡保障

死亡給付金(据置期間中の死亡保障)

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が、年金支払開始日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1) 積立金額 (2) 基本保険金額	死亡給付金受取人



● 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、死亡給付金受取人・ご契約者の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

遺族年金支払特約

- この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金でお受取りいただくことができます。
- 被保険者の亡くなられた日*1を年金基金設定日とします。このとき、円支払特約があわせて付加され、円に換算*2した死亡給付金を充当し、年金基金が設定されます。したがって、年金は円によるお支払いとなります。(円支払特約について詳しくは11ページをご覧ください)
- *1 被保険者が亡くなられた後、死亡給付金受取人のお申出によってこの特約を付加した場合は付加した日となります。
- *2 アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日におけるアリアンツ生命所定の為替レートを用います。
- 年金の種類は確定年金となります。
- 年金支払期間は、この特約を付加したときに5・10・15・20・25・30・35・40年の中からお選びいただけます。
- 第1回の年金支払日(年金支払開始日)は、年金基金設定日の翌年の応当日とします。
- 年金受取人からのお申出により、年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いすることもできます。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が複数の場合は、一括支払を行った年金受取人について消滅します。



● 契約時または据置期間中など、死亡給付金をお支払いする前に限り、この特約を付加することができます。

● 年金額はご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金基金にもとづき、年金基金設定日時点の基礎率など(予定利率など)により計算されます。

● 年金額が10万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金の価額を一括で円でお支払いします。年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。

解約・一部解約

- ご契約を解約された場合、解約返戻金が支払われ、ご契約は消滅します。
- ご契約の解約日・一部解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の翌日となります。
※繰下期間中の解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)となります。
- 解約返戻金額は以下のとおりとなります。

解約	解約日の前日の積立金額 - 解約控除額	一部解約	一部解約請求額 - 解約控除額
----	---------------------	------	-----------------

※解約日または一部解約日が一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以前となる場合は、解約返戻金は解約日の前日の基本保険金額または一部解約請求額に相当する金額となります。
※繰下期間中の解約返戻金額は、解約日の積立金額となります。

- 解約控除額は、解約控除対象額に据置期間および経過年数に応じた解約控除率(下表)を乗じた額となります。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
据置期間 3年	1.2%	0.8%	0.4%	—	—	—	—	—	—	—
5年	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	—	—	—	—	—
10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

- 解約控除対象額は、解約の場合には一時払保険料となります。一部解約の場合には一部解約請求額(一時払保険料を上限とします)となります。一部解約後の解約は、一時払保険料から一部解約請求額を差引いた額となります。
- ご契約の一部解約が行われた場合、基本保険金額および年金原資保証額は、一部解約日の前日の積立金額に対する一部解約請求額の割合に応じて減額され、一部解約日以後、減額された基本保険金額および年金原資保証額が適用されます。



● 一部解約後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドルを下回る場合または一部解約後の積立金額が5,000米ドル、5,000豪ドルを下回る場合には、ご契約の一部解約はお取扱いできません。

● 繰下期間中は、ご契約の一部解約はお取扱いしません。また、年金支払開始日以後は、ご契約の解約・一部解約はお取扱いしません。

● 解約返戻金には最低保証はありません。運用実績によっては一時払保険料を下回ることがあります。

● ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

円によるお受取り

- 以下の特約を付加することにより、外貨建ての年金、解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りいただくこともできます。
- この場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

年金円支払特約II(年金を円でお受取りになる場合)

- この特約を付加することにより、外貨建ての年金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、第1回の年金の請求時に年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合、年金原資を円に換算します。円への換算は、年金支払開始日またはアリアンツ生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日(アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日)におけるアリアンツ生命所定の為替レートを適用します。



● 円建ての年金のお支払いを開始した場合、外貨建ての年金のお支払いに変更することはできません。

円支払特約(解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りになる場合)

- この特約を付加することにより、外貨建ての解約返戻金、死亡給付金、年金の一括支払の支払額または死亡一時金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、解約返戻金の請求時には保険契約者から、死亡給付金の請求時には死亡給付金受取人から、年金の一括支払または死亡一時金の請求時には年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、下表の円に換算する日におけるアリアンツ生命所定の為替レートを適用します。

お支払項目	円に換算する日*1
解約返戻金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日*2
死亡給付金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日
年金の一括支払額	年金支払開始日またはアリアンツ生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日
死亡一時金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日

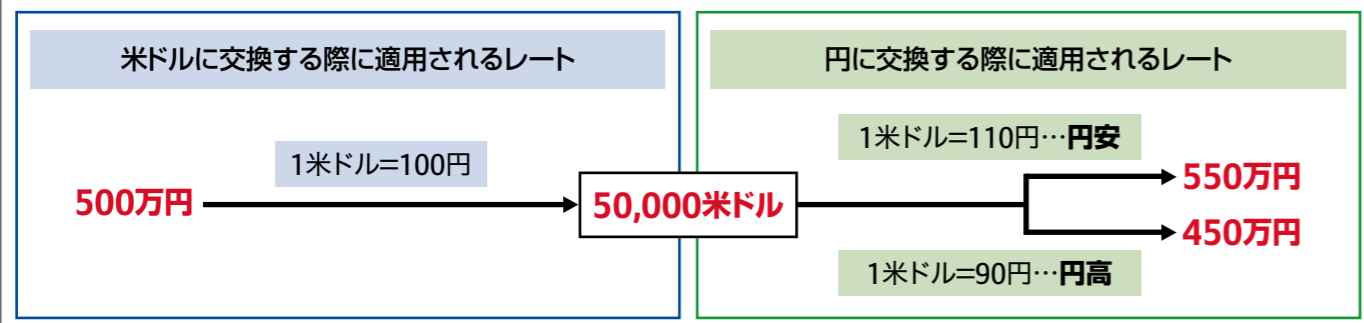
*1 円に換算する日が、アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

*2 繰下期間中はアリアンツ生命が必要書類を受付けた日となります。

為替相場による影響の例

- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

500万円を「1米ドル=100円」のときに米ドルに交換し、「1米ドル=110円」、「1米ドル=90円」のときに再び円に交換した場合



諸費用

- この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「外貨のお取扱いにかかる費用」がかかります。

据置期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用 ※消費税対象外 ご契約の締結などにかかる費用	据置期間 3年 一時払保険料に対して 2.0%	特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
	据置期間 5年 一時払保険料に対して 3.0%	
	据置期間 10年 一時払保険料に対して 5.0%	
保険契約関連費用 ※消費税対象外 ご契約の維持・管理、年金原資および死亡給付金を最低保証するためなどにかかる費用	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.9%	毎日、左記の年率の1/365を特別勘定の資産から控除します。
資産運用関連費用 ※消費税対象外 特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の管理報酬などが含まれます。	特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.36%	毎日、左記の年率の日割額を信託財産から控除します。



- 資産運用関連費用として、管理報酬(運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます)およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税(年次税)を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかります場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

解約・一部解約をされる場合にかかる費用

※詳しくは10ページをご覧ください。

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 ※消費税対象外 解約・一部解約をされる場合にかかる費用	据置期間および契約日からの経過年数に応じ、解約控除対象額に対して 4.0%~0.4%	解約返戻金の支払時に積立金から控除します。

年金支払期間中にかかる費用

※遺族年金支払特約による年金のお支払いについても同様のお取扱いです。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 ※消費税対象外 年金支払いの管理にかかる費用	支払年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。



- 年金管理費は、将来変更されることがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用

- 保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、外貨建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関にご確認ください。
- 年金や死亡給付金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。アリアンツ生命所定の為替レート(下表)とTTM(対顧客直物電信売相場)との差額が外国為替手数料として特約適用時のご負担となります。

項目	米ドル	豪ドル
年金円支払特約II、円支払特約の為替レート	TTM-50銭	TTM-70銭

※TTMは、アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最初のTTS(対顧客直物電信売相場)とTTB(対顧客直物電信買相場)の中間の値となります。



- 外国為替手数料は、将来変更されることがあります。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	0歳～75歳(満年齢)		
一時払保険料 (基本保険金額)	米ドル	30,000米ドル～5億円* (100米ドル単位)	※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円*をこえることはできません。
	豪ドル	30,000豪ドル～5億円* (100豪ドル単位)	
保険料払込方法	一時払のみ		
据置期間	3年・5年・10年 ※ご契約日の基準金利によっては、お選びいただけない据置期間があります。		
付加できる主な特約	円建年金移行特約、年金円支払特約Ⅱ、円支払特約、遺族年金支払特約、年金分割支払特約		
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。		
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定できます。		
死亡給付金受取人	被保険者との続柄が3親等以内の親族から指定できます。		
後継年金受取人	年金受取人との続柄が3親等以内の親族から指定できます。 ※後継年金受取人は1名のみ指定できます。		
年金支払期間の変更	ご契約者のお申出により、年金支払開始日前に限り、アリアンツ生命所定の範囲内で変更することができます。		
年金支払開始日の変更	据置期間満了時に限り、年金支払開始日を繰下げることができます。		
解約	ご契約を解約された場合、解約返戻金が支払われ、ご契約は消滅します。		
一部解約	ご契約を一部解約された場合、解約返戻金が支払われます。一部解約後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドルを下回る場合または一部解約後の積立金額が5,000米ドル、5,000豪ドルを下回る場合には、ご契約の一部解約はお取扱いできません。		
増額	お取扱いしません。		

*アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。

アフターサービス

郵送による 情報提供・サービス



● ご契約状況のお知らせ

四半期ごとに、保障内容、積立金残高、解約返戻金額などについてご契約者にお知らせします。

● 特別勘定運用報告書

四半期ごとに、特別勘定の運用実績、資産内容などの現況などについてご契約者にお知らせします。

● 特別勘定決算のお知らせ

毎年の決算後に、決算の概況などをご契約者にお知らせします。

ホームページによる 情報提供・サービス



アリアンツ生命
ホームページ

<http://life.allianz.co.jp>

- ユニット価格の照会
- アリアンツ生命所定の為替レートの照会
- 特別勘定運用報告書
- 資産配分比率の照会
- 商品のご案内
- 最新の会社情報 など

電話による 情報提供・サービス



アリアンツ生命
カスタマーサービスセンター

0120-974-863

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

- 積立金額の照会
- アリアンツ生命所定の為替レートの照会
- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内
- 各請求書類のお取寄せ

[ご参考] 税務

この商品に関する税金のお取扱い

- この商品では、ご契約にかかわるすべての金銭の授受は、外貨で行われます(特約を付加しない場合に限り)が、日本において契約される生命保険契約であるため、税法上のお取扱いについては円建ての生命保険契約と同様のお取扱いとなります。
- 外貨にて授受された金額を下表にもとづいて円に換算します。

項目	円に換算する日	換算レート*
払込保険料	保険料領収日	TTM
年金額	年金支払日	TTM
死亡給付金額	被保険者の死亡日	TTB
相続税・贈与税の対象となる場合	支払日	TTM
所得税の対象となる場合	支払日	TTM
解約返戻金額	解約日または一部解約日	TTM

*アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最終レートを使用します。TTM(対顧客直物電信売相場仲値)は、TTS(対顧客直物電信売相場)とTTB(対顧客直物電信買相場)との中間の値となります。



- 円建年金移行特約、年金円支払特約Ⅱ、円支払特約を付加した場合、年金額、死亡給付金額などはアリアンツ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

生命保険料控除

- お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となり、1年間の払込保険料に応じた一定の金額がその年の所得から控除されます。



- 年金受取人および死亡給付金受取人がご契約者(保険料負担者)ご本人、配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)である場合に適用されます。
- 個人年金保険料控除の対象とはなりません。
- この商品の保険料払込方法は一時払のため、お払込みの年のみ対象となります。

解約返戻金の差益にかかる税金

ご契約後5年以内に解約	20%源泉分離課税	ご契約後5年をこえて解約	所得税(一時所得)+住民税
-------------	-----------	--------------	---------------

年金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			受取方法	税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人		
受取人がご契約者本人の場合	本人	本人または配偶者	本人	年金	所得税(雑所得)+住民税
				年金支払開始時の一括支払	【据置期間3年・5年】20%源泉分離課税 【据置期間10年】所得税(一時所得)+住民税
				年金支払期間中の一括支払	所得税(一時所得)+住民税
受取人がご契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金	【年金支払開始時】贈与税 【年金受取時*】所得税(雑所得)+住民税
				年金支払開始時の一括支払	贈与税
				年金支払期間中の一括支払	所得税(一時所得)+住民税

*各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入金額-課税部分の支払保険料)にのみ所得税が課税されます。

死亡給付金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡給付金受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
		子	配偶者	



- 上記の税務にかかわる説明は、平成22年12月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。